

四日市市上下水道局告示第33号

私道への共同排水管設置費補助に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年4月1日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

私道への共同排水管設置費補助に関する要綱の一部を改正する要綱

私道への共同排水管設置費補助に関する要綱（平成17年上下水道局告示第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 <u>（施行期日）</u> 1 （略） <u>（有効期限）</u> 2 <u>この要綱は、平成30年3月31日</u> <u>限りその効力を失う。</u>	附 則 （略）

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（上下水道局管理部生活排水課）